

過不足額の精算の設例

(設例) 本年最後に支払う給与についての税額計算を省略して年末調整を行う場合  
(配偶者に所得がなく、配偶者控除の適用を受ける場合)

1	年間給与総額 (他の所得なし)	4,390,000円
2	同上の給与に対する徴収税額	53,215円
3	控除した社会保険料等 (給与控除分)	641,525円
4	支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分	50,200円
	支払った個人年金保険料のうち新個人年金保険料分	56,000円
5	支払った損害保険料のうち地震保険料分	45,000円
6	一般の控除対象配偶者 (所得金額なし)	あり
7	一般の控除対象扶養親族	1人

甲欄 乙欄		経理課		事務職員		住所 (郵便番号 176-0006)		氏名 (フリガナ)		整理番号																																																																																																			
所属		職名		住所		東京港区西麻布3-3-5		鈴木 一郎		21																																																																																																			
令和5年分給与所得に対する源泉徴収簿	区分	支給月日	総支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額																																																																																																			
	1	1:20	300,000円	43,665円	256,335円	2人	3,510円		3,510円	同様の課税又は徴収した月別																																																																																																			
	2	2:20	300,000円	43,665円	256,335円	2人	3,510円		3,510円	同様の課税又は徴収した月別																																																																																																			
	3	3:20	300,000円	43,665円	256,335円	2人	3,510円		3,510円	同様の課税又は徴収した月別																																																																																																			
	4	4:20	310,000円	44,310円	265,690円	2人	3,840円		3,840円	同様の課税又は徴収した月別																																																																																																			
	5	5:19	310,000円	44,310円	265,690円	2人	3,840円		3,840円	同様の課税又は徴収した月別																																																																																																			
	6	6:20	310,000円	44,310円	265,690円	2人	3,840円		3,840円	同様の課税又は徴収した月別																																																																																																			
	7	7:20	310,000円	44,310円	265,690円	2人	3,840円		3,840円	同様の課税又は徴収した月別																																																																																																			
	8	8:21	310,000円	44,310円	265,690円	2人	3,840円		3,840円	同様の課税又は徴収した月別																																																																																																			
	9	9:20	310,000円	44,310円	265,690円	2人	3,840円		3,840円	同様の課税又は徴収した月別																																																																																																			
	10	10:20	310,000円	47,140円	262,860円	2人	3,730円		3,730円	同様の課税又は徴収した月別																																																																																																			
	11	11:20	310,000円	47,140円	262,860円	2人	3,730円		3,730円	同様の課税又は徴収した月別																																																																																																			
12	12:20	310,000円	47,140円	262,860円	2人	—	不足	1,485円	1,485円	同様の課税又は徴収した月別																																																																																																			
	計	① 3,690,000円	② 538,275円	3,151,725円		③ 41,030円				同様の課税又は徴収した月別																																																																																																			
給与等	6:6	9	300,000円	44,250円	255,750円	2人	(税率 2.042%) 5,222円		5,222円	同様の課税又は徴収した月別																																																																																																			
	12:12	25	400,000円	59,000円	341,000円	2人	(税率 2.042%) 6,963円		6,963円	同様の課税又は徴収した月別																																																																																																			
							(税率 %)			同様の課税又は徴収した月別																																																																																																			
							(税率 %)			同様の課税又は徴収した月別																																																																																																			
	計	④ 700,000円	⑤ 103,250円	596,750円		⑥ 12,185円				同様の課税又は徴収した月別																																																																																																			
<table border="1"> <tr> <td>区</td> <td>分</td> <td>金額</td> <td>税額</td> </tr> <tr> <td>給料・手当等</td> <td>①</td> <td>3,690,000円</td> <td>③ 41,030円</td> </tr> <tr> <td>賞与等</td> <td>④</td> <td>700,000円</td> <td>⑥ 12,185円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>⑦</td> <td>4,390,000円</td> <td>⑧ 53,215円</td> </tr> <tr> <td>給与所得控除後の給与等の金額</td> <td>⑨</td> <td>3,070,400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得金額調整控除額 (⑦-8,500,000円)×10%、マイナスの場合は0)</td> <td>⑩</td> <td>0円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)</td> <td>⑪</td> <td>3,070,400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会保険料等</td> <td>⑫</td> <td>641,525円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申告による社会保険料の控除分</td> <td>⑬</td> <td>0円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申告による小規模企業共済等掛金の控除分</td> <td>⑭</td> <td>0円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生命保険料の控除額</td> <td>⑮</td> <td>71,550円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地震保険料の控除額</td> <td>⑯</td> <td>45,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配偶者(特別)控除額</td> <td>⑰</td> <td>380,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共済控除額及び障害者等の控除額の合計額</td> <td>⑱</td> <td>380,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基礎控除額</td> <td>⑲</td> <td>480,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得控除額の合計額 (⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱)</td> <td>⑳</td> <td>1,998,075円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引課税給与所得金額(⑪-㉑)及び算出所得税額 (1,000円未満は切り上げ、最高150,000円)</td> <td>㉒</td> <td>1,072,000円</td> <td>㉓ 53,600円</td> </tr> <tr> <td>(特定増徴等)住宅借入金等特別控除額</td> <td>㉔</td> <td>0円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年調所得税額(㉒-㉔、マイナスの場合は0)</td> <td>㉕</td> <td>1,072,000円</td> <td>㉖ 53,600円</td> </tr> <tr> <td>年調年税額(㉕×102.1%) (100円未満は切り捨て)</td> <td>㉗</td> <td>54,700円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引超過額又は不足額(㉗-⑧)</td> <td>㉘</td> <td>1,485円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>超過額</td> <td>㉙</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>不足額</td> <td>㉚</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>超過額の精算</td> <td>㉛</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>不足額の精算</td> <td>㉜</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										区	分	金額	税額	給料・手当等	①	3,690,000円	③ 41,030円	賞与等	④	700,000円	⑥ 12,185円	計	⑦	4,390,000円	⑧ 53,215円	給与所得控除後の給与等の金額	⑨	3,070,400円		所得金額調整控除額 (⑦-8,500,000円)×10%、マイナスの場合は0)	⑩	0円		給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	⑪	3,070,400円		社会保険料等	⑫	641,525円		申告による社会保険料の控除分	⑬	0円		申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑭	0円		生命保険料の控除額	⑮	71,550円		地震保険料の控除額	⑯	45,000円		配偶者(特別)控除額	⑰	380,000円		共済控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑱	380,000円		基礎控除額	⑲	480,000円		所得控除額の合計額 (⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱)	⑳	1,998,075円		差引課税給与所得金額(⑪-㉑)及び算出所得税額 (1,000円未満は切り上げ、最高150,000円)	㉒	1,072,000円	㉓ 53,600円	(特定増徴等)住宅借入金等特別控除額	㉔	0円		年調所得税額(㉒-㉔、マイナスの場合は0)	㉕	1,072,000円	㉖ 53,600円	年調年税額(㉕×102.1%) (100円未満は切り捨て)	㉗	54,700円		差引超過額又は不足額(㉗-⑧)	㉘	1,485円		超過額	㉙			不足額	㉚			超過額の精算	㉛			不足額の精算	㉜		
区	分	金額	税額																																																																																																										
給料・手当等	①	3,690,000円	③ 41,030円																																																																																																										
賞与等	④	700,000円	⑥ 12,185円																																																																																																										
計	⑦	4,390,000円	⑧ 53,215円																																																																																																										
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	3,070,400円																																																																																																											
所得金額調整控除額 (⑦-8,500,000円)×10%、マイナスの場合は0)	⑩	0円																																																																																																											
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	⑪	3,070,400円																																																																																																											
社会保険料等	⑫	641,525円																																																																																																											
申告による社会保険料の控除分	⑬	0円																																																																																																											
申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑭	0円																																																																																																											
生命保険料の控除額	⑮	71,550円																																																																																																											
地震保険料の控除額	⑯	45,000円																																																																																																											
配偶者(特別)控除額	⑰	380,000円																																																																																																											
共済控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑱	380,000円																																																																																																											
基礎控除額	⑲	480,000円																																																																																																											
所得控除額の合計額 (⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱)	⑳	1,998,075円																																																																																																											
差引課税給与所得金額(⑪-㉑)及び算出所得税額 (1,000円未満は切り上げ、最高150,000円)	㉒	1,072,000円	㉓ 53,600円																																																																																																										
(特定増徴等)住宅借入金等特別控除額	㉔	0円																																																																																																											
年調所得税額(㉒-㉔、マイナスの場合は0)	㉕	1,072,000円	㉖ 53,600円																																																																																																										
年調年税額(㉕×102.1%) (100円未満は切り捨て)	㉗	54,700円																																																																																																											
差引超過額又は不足額(㉗-⑧)	㉘	1,485円																																																																																																											
超過額	㉙																																																																																																												
不足額	㉚																																																																																																												
超過額の精算	㉛																																																																																																												
不足額の精算	㉜																																																																																																												

(設例の説明)

- 1 この設例は、本年最後に支払う給与に対する税額計算を省略して年末調整を行ったものです。
- 2 1月から12月までの普通給与の金額と賞与の金額との合計額4,390,000円について、給与所得控除後の給与等の金額を「給与所得控除後の金額の算出表」によって求めると3,070,400円になります。

(注) この設例の場合、本年分の給与の総額が850万円以下であるため、所得金額調整控除の適用はありません。

- 3 社会保険料等の641,525円は、1月から12月までの間に給与及び賞与から差し引かれた社会保険料等であり、その全額が控除されます。
- 4 生命保険料の控除額は、本年中に支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分50,200円に対する控除額37,550円 ( $50,200円 \times \frac{1}{4} + 25,000円$ ) と本年中に支払った個人年金保険料のうち新個人年金保険料分56,000円に対する控除額34,000円 ( $56,000円 \times \frac{1}{4} + 20,000円$ ) との合計額の71,550円となります。
- 5 地震保険料の控除額は、本年中に支払った損害保険料のうち地震保険料控除の対象となるものが地震保険料分45,000円のみであり、その合計額が50,000円以下のため、45,000円となります。
- 6 「配偶者(特別)控除額⑰」欄の金額は、配偶者控除等申告書で計算します。所得者の合計所得金額が900万円以下(本人に給与所得以外の所得がないため、給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)3,070,400円が、本人の合計所得金額となります。)(区分Ⅰ:A)で、配偶者の合計所得金額が48万円以下(区分Ⅱ:②)ですので、配偶者控除等申告書の「控除額の計算」欄の表の区分Ⅰの「A」及び区分Ⅱの「②」が交わる欄の金額380,000円が配偶者控除額となります。
- 7 「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑱」欄の金額は、「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」の「①控除対象扶養親族の数に応じた控除額」の「1人」欄の金額380,000円です。
- 8 「基礎控除額⑲」欄の金額は、基礎控除申告書で計算します。所得者の合計所得金額が2,400万円以下ですので、480,000円が基礎控除額となります。
- 9 所得控除額の合計額1,998,075円は、次により計算します。

社会保険料等の控除額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	配偶者控除額	扶養控除額等	基礎控除額
641,525円	71,550円	45,000円	380,000円	380,000円	480,000円

$$641,525円 + 71,550円 + 45,000円 + 380,000円 + 380,000円 + 480,000円 = 1,998,075円$$

- 10 差引課税給与所得金額1,072,000円は、次により計算します。

給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	所得控除額の合計額	差引課税給与所得金額
-----------------------	-----------	------------

$$3,070,400円 - 1,998,075円 = 1,072,325円 \rightarrow 1,072,000円 (1,000円未満の端数切捨て)$$

- 11 差引課税給与所得金額1,072,000円に対する算出所得税額を「令和5年分の年末調整のための算出所得税額の速算表」によって求めると、53,600円となります。

課税給与所得金額	税率	算出所得税額
----------	----	--------

$$1,072,000円 \times 5\% = 53,600円$$

- 12 この設例の場合、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用がありませんので、上記「11」で求めた算出所得税額が年調所得税額となります。
- 13 年調所得税額53,600円に102.1%を乗じて求めた54,700円(100円未満の端数切捨て)が年調年税額となります。
- 14 年調年税額54,700円と1月から12月までに徴収された税額の合計額53,215円とを比較しますと、徴収された税額の合計額の方が1,485円少ないため不足額1,485円が生じます。
- 15 この不足額1,485円は、本年最後に支給する給与から徴収することになります。